

議案第10号

福岡県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和2年7月30日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 二 場 公 人

理由

基金として積み立てる額を定める規定について、所要の改正を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の一部を
改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例（平成20年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「毎年度」を削り、「積立てる」を「積み立てる」に、「2分の1を下らない範囲において」を「から、」に、「で定める額とする」を「において定める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略) (積立て)</p> <p>第2条 基金として<u>積み立てる額</u>は、一般会計の各会計年度において生じた歳入歳出の決算剰余金のうち<u>から、歳出予算において定める。</u></p> <p>第3条～第7条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (積立て)</p> <p>第2条 <u>毎年度基金として積み立てる額</u>は、一般会計の各会計年度において生じた歳入歳出の決算剰余金のうち<u>2分の1を下らない範囲において歳出予算で定める額とする。</u></p> <p>第3条～第7条 (略)</p>